

第1回「保育所保育指針」改定に関する検討会

- 1 日時 平成18年12月6日(水) 17:30~19:30
- 2 場所 厚生労働省6階 共用第8会議室
- 3 議題 保育所保育指針の改定について
- 4 配付資料
 - 資料1 「保育所保育指針」改定に関する検討会 開催要綱・名簿
 - 資料2 検討会の進め方
 - 資料3 保育所保育指針の告示化の意義
 - 資料4 保育所保育指針の見直しの検討課題(例)
 - 資料5 保育所保育指針の策定及び改訂の経緯
 - 資料6 保育所保育指針の概要

「保育所保育指針」改定に関する検討会 開催要綱

1 目的

我が国の保育所における保育の目標や方法等の基本を示す保育所保育指針は平成12年の改訂後6年余りになるが、この間、子どもの育ちや子育て家庭の抱える様々な課題が指摘され、次世代育成支援として社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支援する取組が必要とされている。こうした保育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、指針の構成や内容等について検討を行う必要がある。

このため、雇用均等・児童家庭局長が学識者等の参集を求め、指針の告示化や幼児教育の充実・小学校との連携強化、地域の子育て拠点としての保育所の機能強化等の観点から、その改定について検討を行うこととする。

2 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 検討会の下に、協力者会議（ワーキンググループ）を開催する。

3 検討事項

保育所保育指針の告示化、内容の見直し等

4 運営

検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上定める。

検討会の進め方

- 月 1～2 回程度開催することとし、検討期間は概ね 1 年程度を目途とする。

- 教育面について幼稚園教育要領との整合性を図る必要性があることから、文部科学省における見直し検討状況等を踏まえつつ、審議を進めることとする。

- 第 1 回目 平成 18 年 12 月 6 日（水）
座長選出、保育の現状報告、自由討議など

- 第 2 回目以降
検討課題の論点整理、有識者等ヒアリング、協力者会議の設置、中間まとめ（夏頃を目途）、パブリックコメント、最終まとめなど

保育所保育指針の告示化の意義について

① 告示化による指針の位置付けの明確化

- ・ 全ての保育所で遵守すべき基礎的事項を規定し、規範性を有する指針としての位置付けを明確化
- ・ 保育内容に関する指針、関連する保育所の運営の指針という2つの性格を有する指針であることを明確化

② 大綱化による保育所の自律性の向上と特色の発揮

- ・ 内容の大綱化により、各保育所の自律性、柔軟性の向上を図り、各保育所の特色・個性の発揮を奨励

③ 指針の解説通知（ガイドライン）の策定による内容の普及

- ・ 指針と合わせて、指針内容を解説する通知（ガイドライン）を策定し、保育現場への指針内容の普及、関係者の理解増進を図る

（参考）保育所保育指針の告示化の根拠規定

◎児童福祉施設最低基準第35条

保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第1項に規定する健康診断を含むものとし、厚生労働大臣が、これを定める。

最低基準（省令）の一部改正で下線部を追加

保育所保育指針の見直しの検討課題(例)

① 子どもの育ちや環境の変化、保護者の課題やニーズ等に対応した保育所及び保育士に期待される役割を踏まえた指針内容の見直し・改善

(例)

- ・ 家庭の子育て力の向上のための保育指導の充実
- ・ 子どもの育ちの課題（社会性、コミュニケーション力等）に対応した保育内容の充実
- ・ 保護者ニーズに対応した特別保育のあり方の整理 等

② 児童福祉行政等の展開を踏まえた指針内容の見直し・改善

(例)

- ・ 次世代育成支援に対応した地域の子育て支援拠点としての保育所の役割と保育内容や保育所運営のあり方
- ・ 保育福祉ニーズに対応した保育内容や保育所の運営の改善充実（発達障害、食育、児童虐待、安全・事故対応等）等

③ 指針の趣旨・内容が保育現場で広く理解され、保育現場での「保育の質の向上」のための積極的な取組を促すための指針の位置付けや機能等の見直し改善

(例)

- ・ 指針の位置付けの明確化（告示化の検討、指針の性格の明確化）
- ・ 指針内容の保育現場での普及、理解増進
- ・ 質の向上の仕組み（保育士の資質向上、保育内容の評価の充実等）等

保育所保育指針の見直しの視点

1. 保育所保育指針の告示化、性格の明確化
2. 養護及び幼児教育の充実、小学校との連携強化
3. 地域の子育て支援の拠点としての保育所の機能の強化
4. 児童福祉政策等の展開を踏まえた内容の充実
5. 保育士の資質向上や保育内容の改善の取組を促す評価の仕組み

保育所保育指針の策定及び改訂の経緯

- 現行の保育所保育指針は、平成11年10月29日に改訂（局長通知）され、平成12年4月1日から施行されている。
- 保育所保育指針は、昭和40年8月に策定されてから、平成2年と平成12年の2回の改訂が行われている。
- 昭和40年以前については、昭和25年「保育所運営要領」、昭和27年「保育指針」が作成されたが、前者は保育所運営の指針として、後者は児童福祉施設における保育についてまとめられたものであり、保育所保育の理念や保育内容・方法等が体系的に示されたのは昭和40年の「保育所保育指針」が初めてである。
- 保育所保育指針の策定・改訂の経緯については、
 - ・昭和37年4月、中央児童福祉審議会保育制度特別部会の設置
 - ・昭和39年1月、同部会の研究会において具体的な審議
 - ・昭和40年8月、策定（通知）
 その後、保育を取り巻く環境の変化等に対応するため、中央児童福祉審議会保育対策部会に保育所保育指針検討小委員会が設置され、
 - ・第1次改訂 昭和62年（委員会設置）～平成2年4月施行、
 - ・第2次改訂 平成10年（委員会設置）～平成12年4月施行
 の2回にわたり改訂が行われている。
- 幼稚園教育要領との関係については、3歳以上の教育面について「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の区分に沿って幼稚園教育要領の教育内容との整合性を図っている。
 - ・昭和40年の策定
 - 昭和38年10月の両省局長通知「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは幼稚園教育要領に準じることが望ましいこと」を踏まえ策定。
 - ・第1次、2次改訂
 - いずれも幼稚園教育要領の改訂を踏まえその整合性を図って改訂。

時期	保育所保育指針	幼稚園教育要領
昭和23年 3月		保育要領
25年 9月	保育所運営要領	
27年 3月	保育指針	
31年 2月		幼稚園教育要領編集
39年 3月		第1次改訂（告示）
40年 4月		第1次改訂（施行）
40年 8月	保育所保育指針策定（施行）	
平成 元年 3月		第2次改訂（告示）
2年 3月	第1次改訂（通知）	
2年 4月	第1次改訂（施行）	第2次改訂（施行）
10年12月		第3次改訂（告示）
11年10月	第2次改訂（通知）	
12年 4月	第2次改訂（施行）	第3次改訂（施行）

○第1次改訂（平成2年）の概要

○改訂の視点

- ・ 児童を取り巻く環境と児童自身の変化
- ・ 乳児保育等保育需要の多様化
- ・ 学問的研究・保育実践の進歩
- ・ 幼稚園教育要領の改訂（第2次改訂）

○改訂の主な内容

- ・ 保育所保育の特性である養護と教育の一体性を基調としつつ、養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項（基礎的事項）を記載。
- ・ 乳児保育の普及に対応するため保育内容の年齢区分を細分化するとともに、障害児保育に関する記述を明記。
- ・ 保育内容について、幼稚園教育要領との整合性を図るため従来の6領域（健康、社会、言語、自然、音楽、造形）から5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に改正。

○第2次改訂（平成12年）の概要

○改訂の視点

- ・ 多様化する保育ニーズに対する保育施策の実施（エンゼルプラン等）
- ・ 保育所における子育て相談・指導の実施
- ・ 児童の権利条約の批准（平成6年3月）
- ・ 幼稚園教育要領の改訂（第3次改訂）

○改訂の主な内容

- ・ 児童福祉法の改正に対応し、地域子育て支援の役割を明記。
- ・ 体罰の禁止や乳幼児のプライバシーの確保等、保育士の保育姿勢に関する事項を新たに明記。
- ・ 家庭、地域社会、専門機関との連携、協力関係の必要性を明確化。
- ・ 保育内容について、「保育士の姿勢と関わりの視点」の項目を新たに明記。
- ・ 乳幼児突然死症候群の予防や児童虐待等の対応に係る記述を「第12章 健康・安全に関する留意事項」に新たに明記。
- ・ 「第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など」を新たに明記。
- ・ 幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、「生きる力の基礎を育てる」や「自然体験、社会体験の重視」等を記述。

保育所保育指針の概要

I 総 則 （第 1 章）

保育所は、乳幼児が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところであり、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するところに保育所の特性がある。

そして、保育所における保育は、乳幼児の最善の利益を考慮し、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行うとともに、地域における子育て支援の役割も担うことが必要になってきている。

1 保育の原理

(1) 保育の目標

ア 十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

ウ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

エ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。

オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。

カ 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと。

(2) 保育の方法

保育士の言動が子どもに大きな影響を与える。したがって、保育士は常に研修などを通して、自ら、人間性と専門性の向上に努める必要がある。

また、倫理観に裏付けられた知性と技術を備え、豊かな感性と愛情を持って、一人一人の子どもにかかわらなければならない。

ア 一人一人の子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、適切な保護、世話をし、子どもが安定感と信頼感を持って活動できるようにすること。

イ 子どもの発達について理解し、子ども一人一人の特性に応じ、生きる喜びと困難な状況への対処する力を育てることを基本とし、発達の課題に配慮して保育すること。

ウ 子どもの生活のリズムを大切にし、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定し、かつ、調和のとれたものにする。特に、入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的な対応を行うことによって子どもが安定感を得られるように努め、次第に主体的に集団に適応できるように配慮するとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないように配慮すること。

エ 子どもが自発的、意欲的にかかわれるような環境の構成と、そこにおける子どもの主体的な活動を大切にし、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように遊びを通して総合的に保育を行うこと。

オ 一人一人の子どもの活動を大切にしながら、子ども相互の関係づくりや集団活動を効果あるものにするように援助すること。

カ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

キ 子どもに、身体的苦痛を与え、人格を辱めることなどがないようにすること。

ク 子ども性の差や個人差にも留意しつつ、性別による固定的な役割分業意識を植え付けることのないように配慮すること。

ケ 保育にあたり知り得た子ども等に関する秘密は、正当な理由なく漏らすことがないように留意する。

(3) 保育の環境

保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、さらには、自然や社会の事象などがある。そして、人、物、場が相互に関連し合って、子どもに一つの環境状況をつくり出す。こうした環境により、子どもの生活が安定し、活動が豊かなものとなるように工夫することが大切である。

2 保育の内容構成の基本方針

(1) ねらい及び内容

保育の内容は、「ねらい」及び「内容」から構成されている。

「ねらい」は、保育の目標をより具体化したものである。そして、子どもが保育所で安心した生活と充実した活動ができるようにするため、保育士が行わなければならない事項と、保育士の援助により子どもが身に付けることが望まれる生きる力の基礎となる心情（心の中で感じるもの）、意欲（積極的にやろうとする意思）、態度（心構え）などを示した事項である。

「内容」はこれらのねらいを達成するために、子どもの状況に応じて保育士が適切に行うべき基礎的な事項と保育士が援助して子どもが身に付けることが望まれる事項を子どもの発達の側面から示したものである。特に、3歳以上では、健康（心身の健康に関する領域）、人間関係（人との関わりに関する領域）、環境（身近な環境との関わりに関する領域）、言葉（言葉の獲得に関する領域）、表現（表現に関する領域）の5領域として設定してある。

保育内容の発達過程の区分については、6か月未満児、6か月から1歳3か月未満児、1歳3か月から2歳未満児、さらに2歳児から6歳児までは1年ごとに設定し、それぞれのねらい内容を第3章から第10章に示してある。

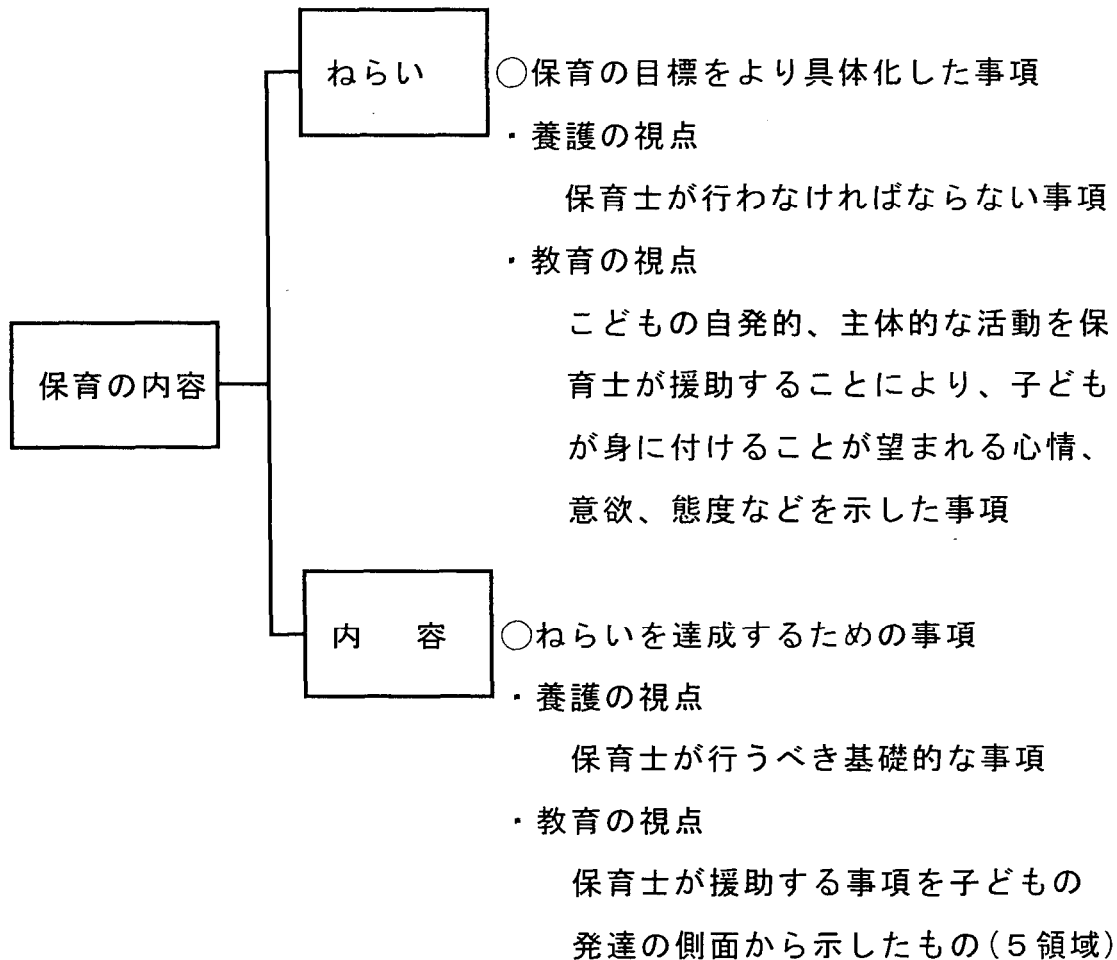
II 子どもの発達（第2章）

子どもの心身の発育・発達は著しく、個人差が大きい。

また、子どもは大人や他の子どもとの相互作用によって人への信頼感 や
 自己の主体性を形成していく。特に、子ども同士の相互作用が得られること
 は、大人相手だけの生活では得られない自己主張や自己統制の必要性を学ぶ
 ことは発達の上で大切なことである。

発達過程区分	発達上の主な特徴
6か月未満	健康、安全の保持
6か月から1歳3か月未満	離乳、歩行、言葉の発生
1歳3か月から2歳まで	運動の発達、言葉の習得、 友達への関心
2歳	運動機能の伸長、模倣活動、 表現活動の芽生え
3歳	基本的な生活習慣の形成、 集団生活への適応の初歩
4歳	成就の喜びの体験、自立の態度
5歳	自立や自信の態度、生活範囲の拡大
6歳	意欲的活動、自主や協調の態度

Ⅲ 保育の内容 (第3章から第10章)



- 子どもの発達における基本理念を具体化するため、保育士の姿勢や関わりの視点を示してある。
- 産休明けの保育に欠ける乳児の入所が増加しているため、現行6か月未満児の保育内容において低月齢児の保育内容の充実が図られている。
- 保育にあたっては、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持が生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、心身の健康を培う活動、幼児期にふさわしい道徳性、自然や社会での体験、知的発達を促す教育など生きる力の基礎を育てる保育のねらい及び内容の項目について幼稚園教育要領との整合性が図られている。

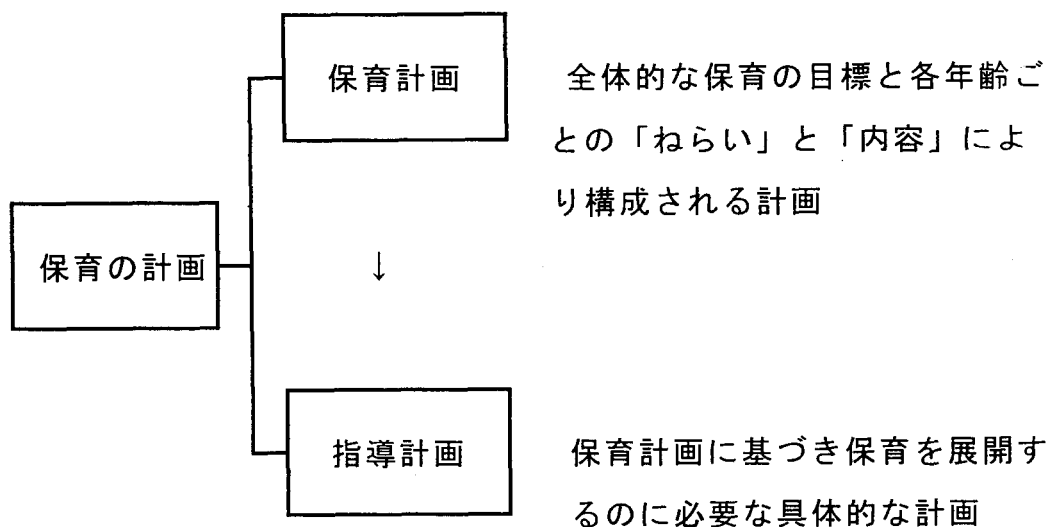
発達過程区分と保育の内容との関係

発達過程区分		6 ヶ 月 未 満	1 歳 3 ヶ 月 未 満	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳		
保育 の 内 容	教育 (5領域)	健康			健康					
		言葉	人間関係			人間関係				
		表現	環境			環境				
		環境	言葉			言葉				
			表現			表現				
			基礎的な事項			基礎的な事項				
	養護	基礎的な事項			基礎的な事項					

○ 3歳未満児は、教育（5領域）と養護の明確な区分が困難

○ ~~~~~ は、子どもの発達のすじみち

IV 保育の計画作成上の留意事項（第11章）



- 保育計画は、子どもの発達、地域の実態、保育時間、家庭状況や保護者の意向も含めて考慮して作成する。
- 長時間にわたる保育や、地域活動などの特別保育にあたっては、保育計画を作成するときには、所長、主任保育士、保育士、また調理員など職員の協力体制を作る。
- 異年齢児保育についての留意事項を示してある。

V 健康、安全に関する留意事項（第12章）

保育所保育においては、子どもの健康と安全は極めて重要な事項であり、一人一人の子どもに応じて健康・安全に留意するとともに、全体の子どもの健康を保持し、安全を守るように心掛けることが大切である。

- 1 日常の保育における保健活動
- 2 健康診断
- 3 予防接種
- 4 疾病異常等に関する対応

- 5 保育の環境保健
- 6 事故防止・安全指導
- 7 虐待等への対応
- 8 乳児保育についての配慮
- 9 家庭、地域との連携

- 産休明けの乳児の入所増加に伴い、保育所における保健活動、乳児突然死症候群(SIDS)の予防、アトピー性皮膚炎対策について示してある。
- 虐待児の対応について示してある。

VI 保育所における子育て支援及び職員の研修等 (第13章)

近年の保育所の機能や役割は、保育所の本来業務である定型的な保育の他、延長保育、一時保育、夜間保育などの特別保育の充実を図るとともに、地域の子育て家庭への支援も担っている。また、保育や子育て支援の質を向上するため、職員の研修や職員自身の自己研鑽することが重要である。

1 入所児童の多様な保育ニーズへの対応

- (1) 障害のある子どもの保育
- (2) 延長保育、夜間保育
- (3) 特別な配慮を必要とする子どもと保護者への対応

2 地域における子育て支援

- (1) 一時保育
- (2) 地域活動事業
- (3) 乳幼児に関する相談・助言

3 職員の研修

幼稚園教育要領と保育所保育指針の比較

	幼稚園教育要領	保育所保育指針
根拠	○学校教育法施行規則に基づき、文部科学大臣が公示（文科省告示）	○厚生労働省児童家庭局長通知
性格	○幼稚園の教育課程の基準（小・中学校等における学習指導要領と同等の扱い）	○保育を展開するに当たって必要な基本的事項（教育的機能については、幼稚園教育要領との整合性を図りながら規定）
構成	○幼稚園教育の基本、目標、教育課程の編成 ○ねらい及び内容（「領域」ごとに示す） ○指導計画作成上の留意事項（子育て支援、預かり保育等の扱いを含む。）	○保育の原理（目標、方法、環境）、内容（ねらい及び内容、計画） ○子どもの発達 ○年齢による保育の内容 ○保育の計画作成上の留意事項 ○健康・安全に関する留意事項 ○子育て支援及び職員の研修
基本 (原理)	○幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う。	○家庭養育の補完を行う。 ○養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
目標	<ol style="list-style-type: none"> ①健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。 ②人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。 ③自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。 ④日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること。 ⑤多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。 	<ol style="list-style-type: none"> ①十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。 ②健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。 ③人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。 ④自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。 ⑤生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。 ⑥様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと。
方法	○「方法」としては、特掲していないが、「幼稚園教育の基本」で次のとおり触れている。 ・幼児の主体的な活動を促す。 ・幼児の自発的な活動としての遊びを通しての指導を中心として、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度等を育む。 ・幼児一人一人の特性に応じ発達の課題に即した指導を行う。	○「保育の方法」として留意点を示す。 ・家庭、地域社会の生活実態を把握し、適切な保護、世話を行う。 ・子どもの発達について理解し特性に応じ発達の課題に配慮した保育を行う。 ・子どもの生活リズムを大切にし、生活の流れを安定させる。 ・子どもの主体的活動を重視し、遊びを通して総合的に保育を行う。等
ねらい・内容	○幼稚園修了までの「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」に関する「5領域」について、指導上のねらい、内容を示している。	○年齢区分ごとに、生命の保持等に関する「基礎的事項」を示している。 ○3歳児以上は、幼稚園教育要領と同じ「5領域」について、保育上のねらい、内容を示している。
計画	○法令及び幼稚園教育要領の示すところに従い、適切な教育課程を編成するものとする。また、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。	○保育所では、全体的な「保育計画」と具体的な「指導計画」とから成る「保育の計画」を作成する。